



平成 17 年 10 月 11 日

news release

現在の保障ニーズと将来のセカンドライフの資金準備をひとつの保険でカバー ユニバーサル型保険「マニユステップ」を 10 月 11 日より発売

マニユライフ生命保険株式会社（本社：東京都調布市、社長兼CEO ジェフ・クリックメイ）は、充実した将来のセカンドライフ実現をサポートすることを目指して、かねてから開発を進めていたユニバーサル型保険「マニユステップ」を、10月11日（火）からいよいよ全国で販売開始いたしました。

「マニユステップ」は、退職後のセカンドライフに向けて、資金準備の必要性を強く感じている多くのお客様の切実なニーズ[※]にお応えするため、マニユライフ生命がユニバーサル型保険の豊富なノウハウと実績をもとに開発した画期的なユニバーサル型保険です。ユニバーサル型ならではの特性を最大限活かし、一つのご契約で、死亡保障や医療保障など現在の保障ニーズのカバーと、将来のセカンドライフに向けた資金準備の両方を、お客様の個々のニーズに応じてバランスよく組み合わせ、自在にオーダーメイドできるのが大きな特長です。

「マニユステップ」の概要は以下の通りです。

- ①ユニバーサル型保険に付加できる特約として、「ステップファンド<変額積立特約>」「年金移行特約」をご用意しました。セカンドライフのための準備とフレキシブルな保障を同時に実現できます。

ステップファンド<変額積立特約（生存給付保険用）>の特長

- ・ステップファンドは、払い込まれた保険料を特別勘定で運用し、運用実績にもとづいて変動（増減）する積立金を将来のセカンドライフのための資金としてご活用いただけるほか、死亡・高度障害時には給付金としてお受け取りいただける特約です。
- ・死亡／医療保障特約に加えて、ステップファンド<変額積立特約>をご利用いただくことで、セカンドライフのための準備とフレキシブルな保障を同時に実現できます。
- ・死亡／医療保障特約とステップファンドの割合は自在に設定でき、現在必要な保障と将来のセカンドライフのための準備のベストバランスが実現できます。
- ・月払から積立を始められ、半年払、年払、一時投入も可能です。また、必要に応じてステップファンドの保険料額を変更することも可能です。
- ・ステップファンドには、投資スタイルに合わせた3つの特別勘定をラインナップしています。お客様のニーズにあわせてお選びいただけます。

年金移行特約（生存給付保険用）の特長

- ・年金移行特約を付加することにより、ステップファンドの積立金の全部または一部を年金として受け取ることができます。年金種類や年金支払期間もお客様のニーズにあわせてお選びいただけます。
- ・年金移行特約は、ステップファンドの締結の日から起算して5年経過以後に付加することが

できます。

ライフステージの変化にあわせて、生涯にわたり最新の死亡 / 医療保障を柔軟に見直せます。

- ・ご加入後もライフステージの変化にあわせて、保険金額の見直しや保障内容の変更、各種特約の追加ができます。
- ・ひとつの保険にご家族全員でご加入いただけます。
(主契約の被保険者と同居または生計を一にする戸籍上の配偶者および 3 親等内の親族が対象)

生命保険ならではの税制メリットを享受できます。

- ・ステップファンドの運用収益に対する課税は、解約時や年金受取時まで発生しません。よって複利の効果により効率的な運用成果が期待でき、運用の期間が長期になるほど、その効果は大きくなります。
- ・ステップファンドの年金移行時、解約時には、解約返戻金が一時所得扱となります。その際の課税対象額計算においては、死亡 / 医療保障部分の保険料が必要経費として算入されるため、必要な保障と一緒にひとつの保険で備えることにより、大きなメリットが発揮されます。

ご契約後も、お客様を生涯にわたってサポートします。

- ・ご契約内容をお知らせするフレックスレポート (年に一度)、ステップファンドの運用実績等に関するレポート (半年に一度) をお届けします。

マニユライフ生命保険のジェフ・クリックメイ社長兼CEOは次のように語っています。

「マニユライフ生命は、海外市場での豊富な経験を元に、日本のお客様の真のニーズにお応えする最先端の商品開発を進め、大きな実績を上げてきました。そのノウハウを活かし、今般関心が高まっているセカンドライフの資金準備のための商品として、マニユステップを開発し販売を始めました。マニユステップを当社の全国営業職員チャネルを通じて販売することにより、より多くのお客様に当社独自の先進的商品をご利用頂きたいと考えています」

注 1 ...マニユライフ生命が本日調査結果を発表した「セカンドライフと年金意識に関する調査」によると、84.4%の人がセカンドライフに対し生活資金の不足を感じており、また、87.7%の人が公的年金だけでは充実したセカンドライフが送れそうにないと考えています。

マニユライフについて

マニユライフ生命保険株式会社 (「マニユライフ生命」) は、マニユライフ・ファイナンシャル社のグループ企業で、世界的な格付け会社スタンダード&プアーズ社から、トップクラスの格付けの一つである「AA+」を取得しています (2005年9月現在)。

マニユライフ・ファイナンシャルは、カナダを本拠とし、世界 19ヶ国・地域で数百万のお客様にサービスを提供している金融サービスのリーディング・グループです。カナダおよび日本、大部分のアジア地域では、マニユライフ・ファイナンシャルとして、また、米国においては、主にジョン・ハンコックとして事業を展開し、同社職員、エージェントおよび販売パートナーの広範囲にわたるネットワークを通じて、お客様に多種多様な保障商品や資産運用サービスを提供しています。マニユライフ・ファイナンシャルの管理運用資産は 2005年6月30日現在 3,640億カナダドル (2,970億米ドル) となっています。

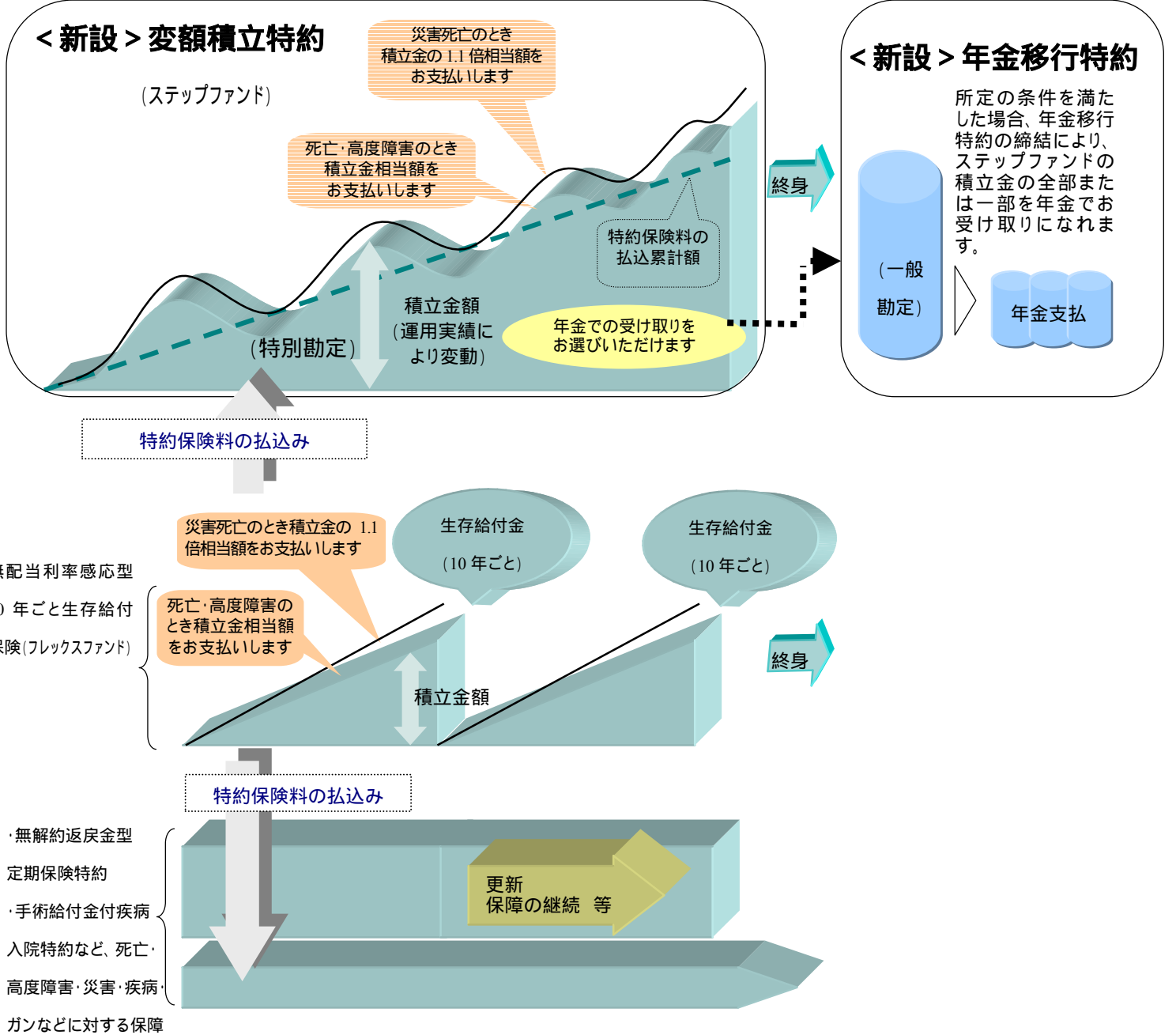
マニユライフ・ファイナンシャル社は、トロント証券取引所、ニューヨーク証券取引所およびフィリピン証券取引所においては「MFC」の銘柄コードで、また、香港証券取引所では「0945」で取引されています。

マニユライフ・ファイナンシャルについての詳細は同社ホームページ (www.manulife.com) をご覧下さい。

マニユライフ生命のホームページは次の通りです。 (www.manulife.co.jp)

別紙資料 「マニユステップ」商品概要

マニユステップの全体像 (イメージ図)



<新設機能について>

1. ステップファンド (変額積立特約)

●月払から始められます。

・払込保険料は月払、半年払、年払の3種類から選ぶことができ（主契約の払方と同一）、一時投入も可能なので、目標額を達成するための保険料支払の自在性があります。

●ステップファンドの特約保険料を変更できます。

・ライフステージや積立状況に応じて特約保険料の増額・減額等が、所定の範囲内で行えますので、変化する必要額準備にも柔軟に対応できます。

●運用実績によって積立金額や解約返戻金額が変動（増減）します。

・ステップファンドの積立金の運用は特別勘定で行いますので、積立金額・解約返戻金額・死亡給付金額などは運用実績により増減します。（ステップファンドには最低保証はありません。）

特別勘定の運用実績が良好な場合には、積立金額が増えて高い収益が期待できる一方、株式その他有価証券の価格の変動などにより、積立金額がステップファンドの累計特約保険料額を下回ることがあります。

●多彩な特別勘定から投資スタイルに合わせて選択できます。

・投資スタイルに合わせた3つの特別勘定（ファンド）をラインナップしています。

その中から1つ、または2つ以上の特別勘定の組み合わせを、ご契約者自身の判断で1%単位で自由にお選びいただけます。

特別勘定のラインナップ（発売日現在）[運用会社：マニユライフ生命]

特別勘定名	運用方針および基本的性格	基本資産配分
グローバル・バランス MSt25	運用対象とする資産種類は、主として外国株式、外国債券、日本株式、日本債券です。各資産への投資は、直接投資する場合があるほか、それらの資産に投資を行う投資信託の受益証券等に投資して行う場合があります。	外国株式：18% 日本株式：7% 外国債券：36% 日本債券：39%
グローバル・バランス MSt50	基本資産配分の比率が一定の範囲を超えて乖離した場合は、速やかに基本資産配分に戻すように（リバランス）します。外貨建資産への投資に伴う為替リスクは、原則としてヘッジにより回避します。	外国株式：40% 日本株式：10% 外国債券：34% 日本債券：16%
グローバル・バランス MSt75		外国株式：57% 日本株式：18% 外国債券：17% 日本債券：8%

2. 年金移行特約

●ステップファンド（変額積立特約）の積立金の全部または一部を年金で受け取れます。

- ・ステップファンドの締結日から起算して5年経過以後で、毎年のステップファンドの年単位の契約当日の属する月の翌月内に限り年金移行特約を付加することができます。
- ・ステップファンドの積立金の全部または一部を年金で受け取れます。
- ・ステップファンドの積立金のうち年金支払に移行した部分は解約されたものとして取り扱い、特別勘定から一般勘定に移行し、特別勘定による運用は行いません。

●年金を分割で受け取れます

- ・1回目の年金支払から年金を分割で受け取ることができます。この場合、その年度の2回目以降の分割支払額については、マニユライフ生命の定める利率で計算した利息をつけて支払います。
- ・分割回数は年2・3・4・6・12回から選択できます。

●年金を一括で受け取れます

- ・年金受取開始後に保証期間（確定年金は年金受取期間）の残存期間に対する年金額の現価を一括して受け取れます。その金額は市場価格調整率（MVA）を適用し計算します。
- ・保証期間付終身年金を選択し、年金受取開始後に一括受取をされた場合で、保証期間終了後に被保険者が生存されている時は、年金での受け取りが再開されます。

<年金の受取方法>

確定年金	年金受取期間（10年・15年・20年）	<ul style="list-style-type: none">●一定期間にわたって、年金をお受け取りいただけます。●年金受取期間は10年・15年・20年の中からお選びいただけます。●年金支払開始年齢...5歳～（105 - 年金受取期間）歳
保証期間付終身年金	保証期間10年	<ul style="list-style-type: none">●被保険者が生存されている限り、年金をお受け取りいただけます。●保証期間は10年です。●年金支払開始年齢...60歳～80歳

ご注意事項

⚠ 運用のリスクについて

変額積立特約の積立金は、国内外の株式・債券等で運用しており、運用実績が給付金額や積立金額、将来の年金額などの増減につながります。このため、株価や債券価格の下落・為替の変動により、積立金額、将来支払われる給付金額、解約返戻金額等は、払い込まれた特約保険料の総額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。その有価証券の価格や為替の変動に伴う投資リスクは、ご契約者に帰属します。

⚠ 変額積立特約の諸費用について

◆保険料比例費

毎回の変額積立特約(生存給付保険用)の特約保険料を特別勘定に繰り入れる際に、ステップファンドの特約保険料額に対して1%を控除します。この特約を付加したすべてのご契約者にご負担いただく、特約の締結にかかわる費用です。

◆積立金比例費

変額積立特約を付加した全てのご契約者における各特別勘定の積立金から、積立金額に右記年率の1/365を乗じた金額を毎日控除します。これは特別勘定の維持・運営にかかわる費用や、災害死亡給付金を支払うための費用、特約の締結・維持などに必要な費用です。

特別勘定	費用
グローバル・バランスMSt25	年率2.11%
グローバル・バランスMSt50	
グローバル・バランスMSt75	

◆特約管理手数料

次のいずれにも該当する場合、変額積立特約(生存給付保険用)ごとに、毎月100円を控除します。

- ・ 特約定期払込保険料(月払)が15,000円(半年払のときは9万円、年払のときは18万円)未満。(特約定期払込保険料の払込みが停止された場合を含みます。)
- ・ 特約保険料の払込累計額(一部解約された金額を除きます。)が100万円未満。

◆スイッチング手数料

1契約につき年間4回まではスイッチングには手数料がかかりません。5回目からのスイッチングに対しては、スイッチング手数料として1回につき1,000円を移転元の特別勘定の積立金から控除します。

※年間とは、ステップファンドの契約応当日から起算して1年間をいいます。

※特別勘定廃止に伴うスイッチングは、上記のスイッチング回数には含みません。

※複数の特約のスイッチングを同時に行う場合は、1回としてカウントします。

◆年金維持費

年金支払へ移行した全てのご契約者から、特約年金額に1.0%を乗じた金額を年金支払日に責任準備金から年金維持費として控除します。

⚠ 変額積立特約の解約返戻金について

- 変額積立特約を解約または一部解約する際の解約返戻金額は、そのご請求をマニユライフ生命の本社が受付した日の翌営業日（この日を「特約解約計算基準日」または「特約一部解約計算基準日」といいます。）の積立金額です。
- 特約解約計算基準日または特約一部解約計算基準日が特約の締結の日から経過年数5年以内となる場合には、特約の締結の日からの経過年数に応じて積立金額から解約控除額が差し引かれます。なお、特約解約計算基準日または特約一部解約計算基準日が特約の締結の日から経過年数5年を超える場合には、解約控除はありません。

$$\begin{aligned} \text{解約返戻金額} &= \text{「ステップファンド」の積立金額(解約に相当する部分)} - \text{解約控除額} \\ \text{解約控除額} &= \text{「ステップファンド」の積立金額(解約に相当する部分)} \times \text{解約控除率} \end{aligned}$$

◆解約控除率

経過年数	1年以内	2年以内	3年以内	4年以内	5年以内
解約控除率	5%	4%	3%	2%	1%

- 解約返戻金は、特別勘定の運用実績によって毎日変動(増減)します。ステップファンドには最低保証がありませんので、変額積立特約の払込累計保険料額を下回ることがあります。

⚠ 年金移行特約に関する費用について

◆年金支払へ移行した場合にご負担いただく費用

- 年金支払へ移行した場合、年金支払の管理にかかる費用として、特約年金額に 1.0%を乗じた金額を年金支払日に責任準備金から控除します。

◆年金へ移行し、年金の一括支払を選択した場合にご負担いただく費用

- 支払へ移行した場合、移行した部分は主に国債等の固定金利資産で運用されます。一般に、この固定金利資産の資産価値は、市場の金利が高くなると減少します。この資産価値の減少を年金の一括支払の際のお支払い額に反映させる調整のことを、この特約において「市場価格調整(MVA)」といいます。市場金利が上昇すると、市場価格調整によりお支払金額は減少します。
- 一括支払の際は、「市場価格調整後の未払年金の現価」と「未払年金の合計額」のうち、いずれか小さい金額をお支払いします。

市場価格調整後の未払年金の現価 = 未払年金の現価 × (1 - 市場価格調整率)

$$\text{市場価格調整率} = 1 - \left(\frac{1+i}{1+j} \right)^{\frac{\text{残存期間(月)}}{12}} \times \frac{1}{2}$$

※ i=年金支払移行時の金利 j=一括支払を受けつけた日の金利

ご契約の検討・申込に際しての重要な事項は、「契約締結前交付書面 ご契約の概要／重要事項のお知らせ（注意喚起情報）・個人情報と告知のお取り扱いについて」に記載しています。ご契約前に十分にお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。商品内容の詳細については、「商品パンフレット」「ご契約のしおり／特約条項／特別勘定のしおり」にてご確認ください。くわしくは、変額保険販売資格を持つ募集人にご相談ください。

【 引受保険会社 】

マニユライフ生命保険株式会社

本社／東京都調布市国領町4丁目34番地1

〒182-8621

変額年金カスタマーセンター／0120-925-008

ホームページ／ <http://www.manulife.co.jp/>